

# 「ハラスメント相談の心構え」

大阪府立女性総合センター  
コーディネーター 川喜田 好恵

## I. セクシュアル・ハラスメントとは

### 1) セクシュアル・ハラスメントが問題にされるまで

- 1985 年 男女雇用機会均等法成立(女性差別撤廃条約批准)
- 1989 年～92 年 福岡セクシュアル・ハラスメント裁判
- 1993 年 国連女性への暴力根絶宣言
- 1995 年 国連北京女性会議
- 1998 年 雇用機会均等法改正(2000 年ストーカー法、2001 年DV法、など)
- 2006 年 均等法改正

### 2) セクシュアル・ハラスメントとは

#### <セクシュアル・ハラスメントを構成する要素>

- A) 本人にとって不快と感じられる性的な言動があり、
- B) それに対する反応(拒否、無視、受け入れ)によって、
- C) 本人が労働・学習環境に不利益を受けたり、不利益な扱いが起こったり、
- D) 健康被害が引き起こされたり、
- E) 職場・学習環境が不快なものになったり、などの影響を被る被害
- F) 被害は言動が起こった期間だけでなく、長期間に及ぶ場合があり(後遺症など)
- G) 本人にとっては働く権利や学ぶ権利の侵害だけでなく、健康被害に及ぶこともあり
- H) 本人だけでなく、周囲(の職場環境・労働意欲など)にも悪影響が及ぶ、

#### <セクシュアル・ハラスメントと使用者責任>

- 98 年の改正均等法で雇用者のハラスメント防止責任が「努力義務」に
- 06 年の改正で、「措置義務」になり、SH に起因する精神障害も「労働災害」に

## II. ハラスメントをどのような視点からとらえるか?

### 1) ハラスメントを見極めるのに必要な視点

- ① ジェンダー格差・ジェンダー差別の視点から
  - \* 職場内の男女別業務や性役割(お茶汲み、制服貸与、補助的職種、など)
  - \* 女性労働の問題(昇進・給与などの差別、嘱託・派遣・パート勤務など)による立場の弱さ
- ② パワー・ハラスメントの視点から
  - \* 上司に逆らえない、意見が言えない風土
  - \* 自他の感覚、対人距離の取り方の問題
  - \* 指導・監督といじめ・イヤガラセの区別
- ③ 雇用・労働権の視点から
  - \* ハラスメントが被害者から奪い去るもの
    - 「安全な生活」「生活費を得るための労働」「築いてきた人間関係」
    - 「社会的立場・・・未来への可能性」「自分への信頼感」

- ④ 性暴力・性被害の視点から
- \* (職場でも) 女性を性的関心で見えてしまう社会・・・「言われるうちが”花”」
  - \* 男性による女性の制的搾取、性的支配、性的言動に対する社会的寛容(慣用)  
「据え膳食わぬは・・・」「やったモン勝ち」「お持ち帰り・・・」
  - \* 性的・ジェンダー的関心を受けることに否定的な女性への偏見  
「女のくせに化粧もしないで・・・」「もてない女のヒガミ
  - \* 性被害やセクシュアル・ハラスメントの場合、トラウマがひどい場合は、被害者自身も最初は被害の否認をすることも
- ⑤ 人間関係・コミュニケーションにおけるジェンダー問題の視点から
- \* 「キャッチボール型」コミュニケーション と 「 ? 型」コミュニケーション
  - \* ハラスメントに至るコミュニケーションパターン  
最初の言動 —— 相手の反応 —— 次の言動 ⇒ ハラスメント  
(見届け) (訂正・謝罪・撤退) ≠ ハラスメント
- ⑥ 男性の既得権確保、専門分野からの「女性の排除」などの視点から
- \* 消防、警察、アカデミズム、など

#### <ハラスメントであるかどうかの判断をするために>

- 性や身体、男女関係に関する意識には、個人差・男女差がある
- する側の意図ではなく、された側が不快に思えばハラスメントになる
- 上司と部下、教職員と生徒などの間に潜在する支配や権力関係の認識が重要
- セクシュアル・ハラスメントの場合、二者間では被害を受けたと感じた側に「不同意の証明」を求めるのではなく、加害をしたとされる側に「同意の証明」が必要
- 相手の反応を、敏感に、真摯に受け止め、相手の気持ちを尊重することが基本
- 基本的に、性的な言動は、本来パートナーどうしの合意の上でのものと言う認識
- 職場に性的な(ジェンダー、セクシュアルな)関心・関係を持ち込むことの問題性
- 性や身体に関する事だけでなく、ジェンダー差別にもとづく言動にも注意

### Ⅲ. セクシュアル・ハラスメントがおこった場合の対応

#### 1) 被害者のおかれた状況

##### <社会に存在する問題>

- ・「女らしさ・男らしさ」などに関わる固定観念
- ・女性を性的な対象(あるいは誘惑者)としてみる文化
- ・女性の役割を「補助的なもの、下支え的なもの、人の世話係」とみる性役割意識
- ・セクハラ被害・性被害などを偏りなく言語化する枠組みを持たない社会

##### <相談者の側の状況>

- ・加害者との「指導・被指導」関係のために、ハラスメントであるとの認識が持ちにくい  
⇒ 参照 <キャンパス・ハラスメントの特徴と構造>
- ・すでに混乱と痛みの中にあるが、同時に組織や社会の価値観によって次のような懸念も持っている  
「自分の側に非があるのではないか」「自分の言動より加害者の言動の方が信用されるのではないか」  
「仲間から孤立するのではないか」「アカデミックなキャリアに悪影響があるのではないか」  
「トラブルメーカーと思われるのではないか」「こんなことにも対応出来ないと思われたくない」

- ・被害を受けたことによって、自己尊重感・自己信頼感が損なわれている
- ・生活が脅かされたり、心理的な安全が失われたりしている
- ・被害によって、組織の中で孤立してしまっている(「問題の人」「迷惑な存在」)
- ・大きなショックや被害の場合は、記憶が一部抜け落ちたりしている場合もある
- ・あるいは、その事を思い出したり人に相談したりすること自体がつかなく、自分のなかでも「なかったことにしよう」と言う気持ちが働いたり、「自分で何とかしよう」と行動して、再被害にあう場合なども

## 2) 被害者への対応 ～被害者支援の留意点～

- ① 本人の話を、その人の経験的真実として聴く（評価的、審判的態度をとらない）  
—— 「本人にとってどんな経験だったのか?」「どう苦痛であったのか?」を聴く
- ② 「被害者のせいでは被害が起こったのではない」ことの理解を共有する  
—— 被害にあって動揺している可能性も含め、被害者の気持ちと主張を十分に聴く
- ③ 被害者の心身の安全の確認・確保  
—— PTSDなど心身の症状に関する知識の提供、対処への援助、被害の継続（ストーキングなど?）への対応
- ④ 事件（ケース）についての理解の枠組みを提供し、被害事実の受け止めに援助する  
—— ハラスメント被害の理解の枠組みを提供する、  
「なぜ、抵抗できなかったか」「なぜ、逃げられなかったか」など、性暴力やセクハラ被害者の一般的な心理・行動などの説明、合理化や否認への対応
- ⑤ 事件（ケース）について被害者の気持ちに添って聴き、重大な人権侵害の可能性もある最優先事項として、被害者の立場に立って言語化する（記述する）ことの援助
- ⑥ 被害者にどのような選択肢があるかを丁寧に説明し、被害者の要望を確認する。  
—— それぞれの選択肢のプラス面・マイナス面マイナスについても共に検討する
- ⑦ 被害者の自己尊重感の回復を心がけ、自己決断を尊重する。  
—— 相談者の希望がかなわなかったとしても、「相談してよかった」と思えるように
- ⑧ 相談を受ける場合には、(少なくとも1名は相談者と同性の)複数の担当者が当たり、相談者が落ち着いて話せる時間と雰囲気をはがける

## 3) 二次被害はなぜおこってしまうのか？

### <相談を受ける／援助する側の問題>

- ・男女関係やセクハラなどに対する社会通念(から自由でない)
- ・救済者になろうとする、自分の限界を認められない
- ・被害者との境界を越えてしまう(時間、お金、個人的感情など)

- ・被害者の自己決定を待てない、受け入れない
- ・援助側の価値観を押し付けてしまう
- ・組織の中で中立的な「第三者」としての客観性を保ちにくい

#### <組織としての問題>

- ・組織が社会から孤立(隔絶されて)している
- ・組織の自己正当化(自己保存)への圧力が強い
- ・組織が権威主義的である
- ・情報が操作されたり、限定的に流れてしまう
- ・組織の構成員が、権威者(加害者)側の情報を信じようとする
- ・組織が、重層的な上下関係の中にあり、被害者の訴えがそのまま伝達されにくい
- ・組織の教義・体制・方針などの中に、ジェンダー差別などが構造化されている

#### <キャンパス・ハラスメントの特徴と構造 ～ 何がハラスメントなのか、なぜ起こるのか ～>

- 暴力的な言動・・・「軽い冗談」から身体への暴力まで
- 「権力」の乱用・・・「逆らえない」関係の悪用、「意識していてもいなくても」
  - キャンパスにおける「社会的勢力」—— 教師と学生の間働く社会的力
  - 報酬勢力 —— 成績評価・判定、共同研究や学会発表への道筋
  - 強制勢力 —— 「逆らうと・・・してもらえない」
  - 正当勢力 —— 教育が当然持つ力、「先生の言うことに間違いはない」
  - 参照勢力 —— モデルとしての影響、「いつかあの先生のようにになりたい」
  - エキスパート勢力 —— 「この分野では、この先生が絶対だ」
- (注)・このような力が背景にあると、脅し文句は必ずしも必要でない
  - ・セクハラの場合は、「暗黙の対価性」「同意の強制」などがある
- 人権(人格権)の侵害・・・性的自己決定権、性的プライバシーなどのへの攻撃
- 学習・研究などの権利の侵害
- 性別格差(ジェンダー格差)による暴力・・・アカデミズムにおけるミソジニー